

POINT 退職金と会社が立て替えた本人負担分の社会保険料等を相殺してもよいか

【あらまし】

①会社の就業規則には「賃金は毎月末日に通貨をもって全額を直接本人に支給する。ただし次に掲げるものは支払の時に控除する。

1 給与所得税 2 地方税 3 社会保険料 4 食費と定められていた。

②会社が毎月発行していた給与支払明細書の控除額欄には控除種目として健康保険料、厚生年金、雇用保険料、所得税および住民税がそれぞれ控除金額とともに記載されていた。

③会社は、Aに給与を支給するに際し、各種控除をした上で支給すべきであったが、控除をするとAが非常な不満を述べたので、控除しないまま支給し、過去5年分の社会保険料合計131万5,396円、源泉徴収所得税合計39万6,600円および源泉徴収地方税合計27万3,300円の総合計198万5,296円を立替払してきた。

④Aが会社を退職し、退職金の支払を求めて裁判を起こしたため、会社は口頭弁論期日において上記立替金総合計198万5,296円をもってAの退職金と対当額で相殺する旨の意思表示をした。

⑤Aは会社がAの立替払債務を免除した、また、会社の相殺の抗弁は労働基準法24条の法意に反し、許されないと反論した。

【結果】

裁判所は、立替払債務の免除を認めるに足りる証拠はないとした上で、会社の相殺の抗弁を認め、退職金から立替金相当額を控除した残額の限度でAの退職金請求を認容した。

【要点】

本件退職金は給与規則においてその支給条件が予め明確に規定されているので労基法11条の賃金に該当するが、本件控除種目はいずれも法令上

のみならず、会社の就業規則上も根拠を有し、その控除額も法令上明確であり、会社とAとの間において控除されることが予め認識されているから、退職金債権と相殺することも許される。

【解説】

1. 全額払いの原則

全額払いの原則によって禁止される「控除」とは履行期の到来している賃金債権の一部を差し引いて支払わないことをいいますが、控除の原因は問いません。積立金等の名目で支払を留保することなどがこれに当たります。

2. 全額払いの例外

全額払いの原則の例外の一つに「法令に別段の定めがある場合」がありますが、具体的には、所得税法183条、地方税法321条の5、健康保険167条、厚生年金保険料84条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律31条などの場合です。

3. 全額払の原則と相殺

全額払の原則に関しては、使用者による賃金債権の相殺も「控除」として禁止されるかが問題になりますが、全額払いの原則の趣旨は賃金を労働者に確実に受領させることにありますから、全額払の原則は相殺禁止の趣旨をも含むと考えられています。ただし、過払賃金の清算のための「調整的相殺」はその時期、方法、金額などからみて労働者の経済生活の安定を害さない限り許されるとされています。

【アドバイス】

労働者が会社から個人的に借入れを申し込み、毎月の給与から天引きして、返済するケースをよく見受けますが、厳密にいうと、これも全額払いの原則に反することになります。ただし、労働者の自由な意思で、(強制されたものでないこと)給与天引きする場合は、例外として、全額払いに反しないものとされています。

このレポートは、実際の事例をもとに、何が紛争のポイントなのか？また紛争を事前に防ぐための事業主としてすべきことなどを簡潔にまとめました。是非参考になさってください。

神田社会保険労務士事務所

〒274-0816 千葉県船橋市芝山1-31-7 A-105

電話 047-496-0600 FAX047-496-0601

mail: info@kandasr.com

http://kandasr.com